

大切な命だから考えよう

「犬」「猫」

との暮らし方



問合せ／環境総務課 ☎55-2768 ☎51-0522 📧ka-kankyousoumu@div.city.fuji.shizuoka.jp

犬との暮らし方



飼い犬には、登録と鑑札の着用、毎年
の狂犬病予防注射が法律（狂犬病予防法）
で定められています

🐾 飼い犬の登録をするには

生後91日以上以上の犬は、犬を飼い始め
た日から30日以内に登録が必要となり、
登録時に交付される鑑札や、狂犬病予
防注射済票は、犬に着けなければなり
ません。

登録場所／

環境総務課（市役所10階） または市
内の動物病院

登録手数料／1頭3000円

猫との暮らし方



室内飼養を徹底しましょう

猫を屋外に出すと、近隣住民の迷惑に
なるだけでなく、交通事故や感染症など、
猫への危険もいっぱいあります。次のマナー
を守り、室内飼養を徹底しましょう。

🐾 首輪や迷子札を着ける

🐾 去勢・避妊手術をする

所有者の判明しない猫の「去勢・避妊手
術補助制度」を「活用ください」

所有者の判明しない猫の去勢・避妊手
術をした場合は、その年度内（4月1日
～翌年3月31日）に申請すると、補助金
が交付されます。

※飼い猫については飼い主の責任におい
て管理してください。

🐾 鑑札・注射済票を紛失・破損した場合
愛犬手帳を持参し、環境総務課で再
交付申請をしてください。

再交付手数料／

鑑札1600円 注射済票340円

🐾 狂犬病予防注射

令和3年度は新型コロナウイルス感
染拡大防止のため、集合注射を中止し
ます。市内の動物病院で、各自で接種
させていただきます。

住所変更時や、飼い犬が死亡した場合は
届け出が必要です

市内で飼い犬の居場所が変
わったときや、飼い犬が死亡
したときは、環境総務課へ届
けてください。



補助対象／

富士市の住民基本台帳に記載され、市
内に生息する所有者の判明しない猫に
手術（耳先カット含む）をした人
※詳しくは、環境総務課にお問い合わせ
ください。なお、補助金は予算の範囲
内で交付するため、予算が終了次第、
申請受付を終了します。

所有者の判明しない猫に餌をあげている
人は注意してください

餌をあげてかわいがらだけが「愛護」
ではありません。猫が周辺環境を汚した
り、近隣住民に迷惑をかけたたりする場合
もあります。餌を与える時は
地域の理解を得られるよう努
力し、去勢・避妊手術をしま
しょう。



わんちゃん、ねこちゃん

小さな命を大切に

犬や猫を虐待したり捨てたりすることは犯罪です。
どうしても飼うことができなくなったときは、大切に
飼ってくれる人を探しましょう。

新しい飼い主がいなときは、市役所1階北口の「**ポ
ッチとニャンチの愛の伝言板**」をご利用ください。

死亡した犬・猫などの小動物の火葬

飼い犬や飼い猫などの小動物は、新環境クリーンセ
ンターの動物専用炉で火葬できます。料金は、新環境
クリーンセンター（☎35-0081）にお問い合わせくださ
い。

※火葬の立会い、焼骨のお返しはできません。

飼い主の皆さんへ



飼い犬・飼い猫が行方不明に
なってしまった場合は連絡を

飼い犬や飼い猫が行方不明になってしまった場合は
環境総務課及び次の連絡先にご連絡ください。

【連絡先】

◎富士保健所衛生薬務課（県）

☎65-2154

◎富士警察署会計課

☎51-0110

県ウェブサイトの「迷い犬情報」では、保健所で保
護している犬の情報を公開しています。

静岡県迷い犬

検索



迷い犬情報はこちらからも確認できます▶

